

令和 8 年 1 0 月 7 日  
教 育 庁

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（４件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 とみづか けんじ 富塚 賢二
- (2) 学 校 名 東京都大田区立糀谷中学校
- (3) 職 名 主任教諭
- (4) 年 齢 3 1 歳
- (5) 性 別 男

##### 2 処分の程度

懲戒免職

##### 3 発令年月日

令和 8 年 1 0 月 7 日

##### 4 処分理由

令和 7 年 1 0 月 7 日及び同月 1 7 日それぞれにおいて、コンビニエンスストアで、米 1 袋 4, 8 3 8 円相当を窃取した。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 3 1 歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

停職 1 月

##### 3 発令年月日

令和 8 年 1 0 月 7 日

##### 4 処分理由

令和7年6月7日、勤務時間外に学校外の場所において、当時勤務校女性教員の唇にキスをし、同教員に不快感及び嫌悪感を与えた。

### Ⅲ

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 24歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

#### 3 発令年月日

令和8年10月7日

#### 4 処分理由

令和8年2月28日から同年3月10日までの間に、勤務校女子生徒に対して、不適切な内容を含む、私的な内容のメッセージを送信するなどした。

### Ⅳ

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 50歳
- (4) 性 別 女

#### 2 処分の程度

戒 告

#### 3 発令年月日

令和8年10月7日

#### 4 処分理由

令和7年9月12日、勤務校校庭において、当時同校第4学年男子児童を指導した際、右手で、同児童の髪の毛をつかみ、同児童が同校庭の地面にでん部をつく事態を招くなどした。

#### 【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）